

第104回福島県入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日時 令和8年9月11日(金) 13時30分～15時00分

(2) 場所 福島県庁 本庁舎5階 正庁

(3) 出席者

ア 委員

伊藤宏(委員長)、石塚健、伊藤洋子、小堀健太、島田マリ子、渡邊太健史

イ 県側

総務部政策監、入札監理課長、入札監理課主幹兼副課長、入札監理課主幹、
農林総務課主幹、農林技術課長、森林計画課副課長兼主任主査
土木部次長(企画技術担当)、技術管理課長、建設産業室長、
入札用度課主幹兼副課長、
教育庁財務課主幹兼副課長、
警察本部会計課主幹兼次席、
会津農林事務所農村整備部長、会津農林事務所専門技術管理員、
いわき農林事務所農村整備部長、いわき農林事務所専門技術管理員、
県北建設事務所主幹、県北建設事務所主幹兼専門技術管理員、
相双建設事務所事業部長、相双建設事務所専門技術管理員、相双建設事務所事業部道路課長、
企業局次長、工業用水道経営課主幹、企業局いわき事業所主幹兼次長、
会津地方振興局出納室副室長兼出納課長、
いわき地方振興局出納室長

(4) 次第

1 開会

2 辞令交付

3 議事

(1) 報告事項

ア 県発注工事等の入札等結果について(令和8年4月～6月分)

イ 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について(令和8年5月～7月分)

(2) 審議事項

ア 抽出事案について

(3) 各委員の意見交換

(4) その他

4 閉会

2 発言内容

【入札監理課主幹兼副課長】

定刻となりましたので、ただいまから「第104回福島県入札制度等監視委員会」を開会いたします。

本日、市岡委員、佐藤委員及び鈴木委員の3名につきましては所用により欠席となっております。

始めに、委員2名の辞任について御報告いたします。

まず、澤田 精一委員は、日本労働組合総連合会福島県連合会会長の退任に伴い、6月24日付けで辞任されました。

次に、高畠 亮委員は、一般社団法人福島県建設産業団体連合会常務理事兼事務局長の退任に伴い、6月30日付けで辞任されました。

また、本日、新たな委員をお迎えしておりますので、辞令の交付を行います。

(石塚 健委員へ総務部政策監から辞令交付)

石塚委員は、東日本建設業保証株式会社福島支店長を務めております。それでは、石塚委員から一言御挨拶をよろしくお願いいたします。

【石塚委員】

このたび、委員に任命されました、私、公共工事の前払いの保証をさせていただいております、東日本建設業保証株式会社の福島支店長の石塚と申します。今後ともよろしくお願いいたします。

【入札監理課主幹兼副課長】

どうもありがとうございました。

次に、福島県入札制度等監視委員会規則第8条第3項の規定により、委員長に石塚委員の所属する部会の決定をしていただきたいと思います。

【伊藤（宏）委員長】

それでは、高畠委員の後任ということで、石塚委員を再苦情調査部会の委員として指名します。よろしくお願いいたします。

【入札監理課主幹兼副課長】

それでは、議事につきまして、伊藤委員長、よろしくお願いいたします。

【伊藤（宏）委員長】

これより議事に入ります。

まず、本日の議事の進め方について協議したいと思います。本日は、報告事項が2件、審議事項が1件ございますが、これらについては公開で行うこととしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

始めに、報告事項ア「県発注工事等の入札等結果について、令和8年4月～6月分」です。

事務局から説明をお願いいたします。

【入札監理課長】

（「資料1」「資料1－1」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

はい、ありがとうございます。

ただいま報告がありました件について、御質問等ございましたらお願いします。

それでは次にまいります。

報告事項のイ「入札参加資格制限（指名停止）の運用状況について、令和8年5月～7月分」です。

事務局から説明をお願いいたします。

【入札監理課主幹兼副課長・森林計画課副課長兼主任主査・入札用度課主幹兼副課長】

（「資料2」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

はい、ありがとうございます。

ただいま報告がありました件について、御質問等ございましたらお願いします。

それでは次にまいります。

審議事項のア「抽出案件について」です。

テーマは「総合評価方式において発注種別が一般土木工事で発注した工事のうち、1億円以上かつ入札参加者が1者であった案件」。

対象期間は、令和7年度分の契約案件です。

抽出された委員からの抽出理由の説明をお願いします。

小堀委員、佐藤委員の順番でお願いします。

なお、佐藤委員は今日欠席ですので、抽出理由は事務局から説明をお願いします。

【小堀委員】

私は、案件番号2番、整理番号でいうと15番と、案件番号5番、整理番号でいうと94番を抽出させていただきました。

今回、1億円以上かつ入札参加者が1者であった案件ということで、それぞれのお立場でいろんな受け止め方があるかもしれませんが、私自身は、入札不調の一手手前というような受け止め方をいたしました。それに基づいて、抽出理由を考えて抽出いたしましたので、御報告をさせていただきます。

まず、整理番号15番の工事でございます。こちらにつきましては、本工事は特殊又は技術的難易度の高い工事には該当しないことから、格付要件及び地域要件のみ設定するこ

とし、その他の要件は付していないという設定がございました。結果的には、いわき市の工事につきまして、かなり距離の離れた田村市の事業者様1者だけが応札をされたということでございました。

いくつか確認したい項目を羅列しております。

一つ目が、結果として、1者の入札参加にとどまった要因。あるいは、今後に向けた改善課題の認識などがあれば確認をしたいと思います。

二つ目として、質問期間に質問された事業者様は何者あったのかを確認できればと思います。

三つ目が、発注時期が妥当であったか。

四つ目が、公告年月日から入札年月日までの期間に十分性があったのかどうか。

次が、公告年月日から質問受付期間の終期までの日数に十分性があったのか。

次が、工期に十分性があったのか。

次が、入札参加資格者に公告情報が十分に届かなかった可能性は、何かあり得るか。

次が、その他、本件につきまして入札参加を難しくさせた何かしらの要因が考えられるか。

最後に、別の見方として、1者ではありながらも入札参加があって、不調には至らなかったという点につきまして、発注者として工夫された点などがあれば、確認をさせていただければと思います。

もう一つの工事、整理番号94番も、基本的には同じ感覚でございまして、こちらにつきましてはその上で、違う観点がございます。

違う観点のみ御報告させていただきますと、こちらは共同企業体1者のみが応札をされていらっしゃる。その他の事業者様では、参加が難しかった要因が何か考えられるかどうか。

三つ目が、復興JVという設定がされています。その上で、復興JVに該当する・該当しないという設定が、どのようなルールで設定されているのかということを確認できればというふうに思います。

もう一つが、復興JVの設定が今回の入札参加に及ぼす影響として、どのようなことが考え得るのかということを確認したいと思って抽出をいたしました。以上でございます。

【入札監理課主幹】

事務局の方から、佐藤委員の抽出理由について説明させていただきます。

案件番号1番、整理番号8番でございます。かんがい排水一般工事になります。

抽出案件の中で、落札率が最大のため抽出した。

落札率が高いことについて、発注者としてどのように認識しているか。また他の工事と比べてどうか。

二つ目が、一次抽出案件の中で唯一、抽出事案説明書に「難易度の高い工事に該当する」とあった。応札できる条件に見合う業者は県内に何者いたのか、伺いたい。

続きまして、案件番号3番、整理番号38番でございます。沼部堰改築工事になります。

抽出理由ですが、対象案件のうち、予定価格が最も高い案件のため抽出した。

一つ目が、結果として1者の入札参加にとどまった要因について、発注者としてどのように認識しているか伺いたい。

二つ目が、発注時期や工期は適切だったか。

三つ目は、応札者を増やすための方策について、何か考えはあるか。

続きまして、案件番号4番、整理番号40番になります。河川工事になります。
抽出理由ですが、抽出案件の中で、県北方部の唯一の案件のため抽出しました。
一つ目が、他の事業者が、参加が難しかった要因について、発注者としての認識を伺いたい。

二つ目が、1者入札の割には、落札率が低い。全抽出案件の中で最低となっています。
その主な要因について、発注者として何か考えられるか、ということで伺いたい。説明は以上です。

【伊藤（宏）委員長】

はい、ありがとうございます。

それでは、案件番号1 会津農林事務所の案件について説明をお願いいたします。

【会津農林事務所】

（「資料3」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

応札できる条件に見合うと想定していた県内業者40社のうち、会津地域の業者は何社ぐらいいたのですか。

【会津農林事務所】

6社が該当していると考えておりました。

【伊藤（宏）委員長】

今の説明で、難しい工事だから落札率が高くなったというような説明があったと思うんですけども、それはもうちょっと説明していただけませんか。

【会津農林事務所】

トンネル自体が難しい工事ということで認識しておりますけれども、また、会津管内でトンネル工事の実績のある工事業主というのが、今回本工事を落札した業者が1番実績の数が多くてですね、ほかは15年以内ですと1回程度というふうな状況でございました。

そのために、本工事を落札した業者の方が、工事の積算の精度が高くて、落札率が高くなったというふうに考えております。

【伊藤（宏）委員長】

はい、ありがとうございます。

積算の精度が高いとしても、1者だったからこういう99.7%という落札率になった訳で、もっと複数の業者が入札をしていれば、もうちょっと安いところで決まった可能性がありますよね。少なくとも、会津管内で6社応札が可能で、場所的には、会津のどこでしたっけ。

【会津農林事務所】

猪苗代湖の西岸に位置する場所でございます。

【伊藤（宏）委員長】

そうすると、郡山あたりから行くってことは、そんなに距離的・時間的には大変ではないですね。

【会津農林事務所】

可能性としてはあるかと思いますが、本工事につきましては、トンネル自体の全体の延長が220メートルほどございます。そのうち180メートルほどがもう既に前年度までに完了しておりまして、その残りの区間の発注ということがございました。

そのため、工事規模とか金額とかを考えますと、前工事を施工した業者が会津土建でございましたので、入札が1者になったというふうに考えられるかと思います。

【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございます。
ほかいかがでしょうか。

【石塚委員】

ちょっと論点がずれるかも知んですが、この工事は水路トンネル工ですけれども、工法としては、例えばシールドマシンとか、どのような工法だったのでしょうか。

【会津農林事務所】

シールドとかではなくて、一般的な掘削工法を採用してございます。

【石塚委員】

ちょっと特殊だという話だったので。当然ながらに継続性の部分、要するにそこに新しい企業が入っていく時の難しさみたいなのは、可能性としてはやはり、もし仮に2者とか3者ってなったときに、会津土建さん以外のところが落札された場合は、調整からまた少し掛かるのかな、というのが気になったんですけれども。いわゆる効率性の問題、その辺はいかがですか。

【会津農林事務所】

やはり前工事との連続性ということで、他の業者が新たに入ってきて、ということはやっと難しいと考えております。

また、今回の工事の区間については、前年度まで施工した区間よりも軟弱ということで、一般的な掘削工法なんですけれども、その前段の補助方法として、崩落を抑えるような補助の工事を予定しておりましたので、そういった観点から、難しいということで、1者になったというふうに考えております。

【伊藤（宏）委員長】

先ほどの説明で、前の工事があって、220メートルの中の180メートルで、今回は残りの工事だと。それで、別の業者が工事をするのはなかなか難しいという認識を持たれていたと。これは、一つの工事として発注できなかったというのは、予算の問題ですか。

【会津農林事務所】

予算の問題と、先ほど説明しました軟弱ということで、その対策工法の検討に時間を要しまして、この区間の施工が別工事というふうになりました。

【伊藤（宏）委員長】

何かちょっと、しっくりしないところがあるんですよ。この業者しか、基本的にはできそうにないということにもかかわらず、一般競争入札でやっている訳ですね。こういう場合は、いいか悪いかは別として、随意契約とかってことはあり得ないんですか。制度として。

【入札監理課長】

随意契約に関しては、御存知のとおり、地方自治法施行令で該当する場合には適用できるという形になっていますが、今、説明があったように、基本的には、実績は要件としては設定しておりますけれども、一般競争入札の条件があったりするので、基本、受注機会の確保という観点からも、一般競争入札の方を適用しているという認識でございます。

【伊藤（宏）委員長】

複数の業者が入札するという可能性はあまり高くはないかもしれないけども、この工事の性格からいって、随意契約ではなくて一般競争入札にしたと。

【入札監理課長】

先ほど石塚委員がお尋ねしたものに近いのかなと思うのですが、特定の業者でしかできないような工法による工事とかであれば、随意契約という選択肢はあるのかなと思うのですが、一般的に公共工事であれば、ある程度、金額と格付と地域で要件を定めて、入札をするというのが基本原則なので、そちらに基づいて対応していただいているということだと思います。

【伊藤（宏）委員長】

おっしゃることは良く分かります。随意契約にしたらしたで、何で随意なんだっていう話に、多分なりかねないんですよね。

【入札監理課長】

はい。法令に準拠した、説明できるものになり得るかというところが、まずは必要かと。

【伊藤（宏）委員長】

ただ、一般競争入札にしても、ほかの業者が入札するのは、なかなか難しい工事であったと。

【入札監理課長】

結果としてはそういうことかもしれませんが、入札の機会を閉ざすことはできないという判断です。

【伊藤（宏）委員長】

分かりました。ほかいかがでしょうか。

それでは、案件番号2 いわき農林事務所の案件について説明してください。

【いわき農林事務所】
(「資料3」により説明)

【伊藤(宏)委員長】
ただいま説明のあった件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

【小堀委員】
御説明ありがとうございました。丁寧に御説明いただきましてよく理解できました。
その上で、ほ場整備が非常に調整事項も多くて、経験あるいはノウハウが必要だということも理解できたんですけれども、同じエリアであったり近隣のエリアではほ場整備の工事が出たときに、もともと入札が少ない工事内容という受け止め方でよろしいでしょうか。

【いわき農林事務所】
近年のいわき農林事務所の発注状況で言いますと、令和6年度は1工事において入札参加者が1者、あとは、しばらくなかったので飛ぶんですけれども、令和2年度にやった工事については、入札参加者が1者です。

【小堀委員】
経験が必要だということで、万が一、経験のある事業者様が何かしらの事情で、事業を停止されたりしたとすると、本当に担い手がなくなる可能性がある工事内容という受け止め方でよろしいのでしょうか。

【いわき農林事務所】
そのとおりだと思います。

【伊藤(宏)委員長】
ほかいかがでしょうか。

それでは次にまいります。
案件番号3 企業局工業用水道経営課の案件について説明をお願いいたします。

【企業局いわき事業所、工業用水道経営課】
(「資料3」により説明)

【伊藤(宏)委員長】
ただいま説明のあった件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

【伊藤洋子委員】
御説明ありがとうございました。

私がお伺いしたいのは、会計期間の問題なんですけれども、工事期間が令和7年8月6日から令和10年12月22日の3年4か月の期間となっております。そうしますと、会計期間の縛りというのは、最長何年とかっていうことはないんでしょうか。その期間内ということなののでしょうか。

【工業用水道経営課】

企業局は、知事部局とは異なりまして、我々の事業は全て受水企業、工業用水を使用している企業からの料金収入をもとに運営しております。

事業期間については、料金算定期間を5年間としており、5年間の必要経費を積み上げまして、それを数量で割るということで単価を決定しております。そのため、料金の切り分けといいますか、算定期間が切れるところまでを1工区としまして、そのあとの工区を2工区として発注しているところです。

【伊藤洋子委員】

では、5年が最長ということによろしいですか。

【工業用水道経営課】

最長ということではないですが、我々は5年スパンで事業の規模感を算出し、料金を決定しています。

【伊藤洋子委員】

そもそも、税金収入ではないということですね。分かりました。

【伊藤（宏）委員長】

ほかいかがでしょうか。

1工区の工事を担当されたのも、同じJ Vだったんですか。

【工業用水道経営課】

はい。1工区も同じところが。

【伊藤（宏）委員長】

その時も、入札参加者は1者だったんですか。

【工業用水道経営課】

1工区の際は2者でした。

【伊藤（宏）委員長】

ほかいかがでしょうか。

【石塚委員】

感覚的なものかもしれないんですけれども、共同企業体1者の応札なんですけど、単体企業で20億となると、県内や管内の企業さんでは、難しいものなんじゃないでしょうか。

【企業局次長】

お答えいたします。どの程度の工事の規模まで受注が可能であろうかというのは、工種にも、工事の内容によっても影響するものだと思っております。

今回の工事でございますが、概要の説明の中にもありましたとおり、鮫川という大きな河川、現況の流量が約1,000m³/sでございます。また、改修計画に合わせて施工の計画を行っておりますので、改修計画になりますと3,000m³/sを超すという規模になってまして、ちょうど目の前にある阿武隈川の7割ぐらいの大きさということになり、かなりの大きい川になってきております。

その中で、水を流しながら、先ほど切り回しながらと説明させていただきましたけれども、こういった工事を繰り返して、河川を横断する構造物を整備していくという工事でございます。今回の工事の内容においても、この仮締切に関する工事費が約3分の1を占めるという非常に大きなものであります。通常の工事においても、河川の切り回しに関連する工種は非常に変更の要素が大きくて、工期の延長にもつながるということで、建設業関係団体の意見交換でも、非常に難しいという声が上がっているところでございます。

そういった意味で、今回混合入札の対象という形でも位置づけましたが、前回の1工区に続いて、企業体が参加していただけたということも、入札不調の防止にはつながったものと考えております。

【石塚委員】

なかなか単体で入りづらいということは、JVで、ということになって、技術的なものや規模的なものを含めると、入札に関わる企業もなかなか入るのは難しいのかなと、御説明の感想として持ちました。ありがとうございました。

【伊藤（宏）委員長】

ほかいかがでしょうか。

それでは次にまいります。

案件番号4 県北建設事務所の案件について説明をお願いいたします。

【県北建設事務所】

（「資料3」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

佐藤委員からの質問に対しては、お答えいただきましたので、よろしいでしょうか。

それでは次にまいります。

案件番号5 相双建設事務所の案件について説明をお願いいたします。

【相双建設事務所】

（「資料3」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

【小堀委員】

御説明ありがとうございました。

一点だけ確認させてください。標準工期という表現をお使いになられましたが、標準工期というのを設定されて、何かその標準工期を見直すようなサイクルというものはあるのでしょうか。

例えば、今の働き方改革で、休みをきちんと取らなければいけないであったり、あるいは、酷暑や猛暑であったりという中で、なかなか労働時間を日中確保しづらかったりという中で、少し工期が長くないと、もともと求められている工事が施工できないとか、ちょっとこれは想像の範囲ですけれども。仮にそういったことがあるとすれば、何かもう少し工期に余裕があれば受けやすいとか、そういう可能性はあるものなのかどうか。

あるいは、そもそも標準工期というものが、どのようなサイクルで見直されるのかを確認させていただければと思います。

【相双建設事務所】

まず、標準工期の設定ですが、工種によって異なりまして、例えば、道路、河川、舗装などの工事の発注において、その発注金額が幾らかによって日数が変わってくる形になります。今回は道路工事として発注しておりまして、標準工期で言うと大体320日間を確保しております。これはあくまでも金額で設定される日数でありまして、それプラス、熱中症対策等がございますので、気温何度以上の日が何日あるかというのをある程度気象庁からのデータに基づきまして、標準工期にその熱中症対策の日数を足して、工期設定をしている状況であります。

【伊藤（宏）委員長】

ほかいかがでしょうか。

【伊藤洋子委員】

お伺いします。このJVの代表構成員というのは、横山建設でよろしいのでしょうか。この総合評価の点数ですが、これは横山建設の点数なのか。先ほどの抽出案件3の方では、クレハともう一つの企業体でしたけれども、クレハ建設の評価が書いてありましたけれども、本件は横山建設の評価ということでよろしいのでしょうか。51ページです。

【相双建設事務所】

代表構成員につきましては、浪江町にあります横山建設になります。

総合評価の評価につきましては、今回JV組んでおります横山・桂・福浜大一建設工事共同企業体として、評価をしております。

【伊藤洋子委員】

すると、3者の総合評価ということなんですか。施工計画の適正性というのは次のページにあります。この評価結果が8点というのは分かるんですけれども、その前の部分については、3者の合計ということですか。平均点ということですか。

【相双建設事務所】

3者のいずれかの点数になります。

【伊藤洋子委員】

それが、横山建設かどうかをお伺いしたいのですが。

【相双建設事務所】

横山建設の点数になります。

【伊藤（宏）委員長】

そうすると、書き方がちょっと適切ではなかったということですね。抽出案件3のJ Vはクレハと1者で書いていたけれども、こちらは3者並んでいるから、統一性が必要ですよ。

【入札監理課長】

ちょっと補足させていただきます。

共同企業体の場合は、代表者の評価項目になるので、そこが該当していれば加点という形になります。

【伊藤洋子委員】

そういうふうに読んでいたんですけども、ここに3者の名前が書いてあるので。

【入札監理課長】

ここは、参加者が入るので。

【伊藤（宏）委員長】

だとすれば、25ページの方は、2者書かなきゃいけないということですね。

【入札監理課長】

文字切れをしたのか、漏れてしまったのか、ということです。

【伊藤（宏）委員長】

ということですね。要するに、参加者としてはJ Vの構成員を全部書くべきだけれども、この点数は代表のものであると。そういうことでよろしいですか。

【伊藤洋子委員】

はい。

【伊藤（宏）委員長】

ほかいかがでしょうか。

次に、「各委員の意見交換」に移ります。

どなたか発言する方はいらっしゃいますか。

【小堀委員】

少し感想的なことにも及びそうなんですけれども。

かなり最善を尽くして、工夫をされて、だが1者しか確保できない、ということが総合して感じた部分でありまして、そのあたり、確保であったり育成ということに今後取り組んでいかないと、工事を受けていただける可能性のある事業者様が、いなくなってしまうかねない。その中で、何か県が発注者として、新たな工法というもののなか、あるいは経験やノウハウを、ある意味地域全体の財産として、それをまだ経験のない方に、何か転化していくような仕組みが必要なのか。ちょっと簡単な話では当然ないと思うんですけど、何かその辺を、今後の担い手の確保が難しくなる可能性の高い工事内容について、この先どう担い手を確保していくのかというお考えがあれば。簡単な答えではないとは分かっているが、何か少し伺えれば。

【伊藤（宏）委員長】

要するに、1者入札ってということは、その1者が入札しなかったら、入札者ゼロということになる訳ですよ。つまり、担当しようという意欲ある業者がいなくなっちゃうと。だから、本当は日頃から1者ではなくて複数の入札者、業者を確保するような、いろいろな努力とか工夫をすべきなんだろうけれども、いろいろお話を聞いていくと、いろいろな工夫、努力をされた結果として、やっぱり1者しかいない。ゼロじゃなくてまだよかったということだとは思いますが。でも、1者が一つ減ればもうゼロになる訳ですから、小堀委員がおっしゃったとおり、いろんな工事がちゃんとできないっていうような状況も、出てくる。

例えば、県内の地域要件を外して、どこでもいいですよ、宮城県でもオーケーですよ、ということにしたら業者が入札してくれるかということ、必ずしもそうでもないような感じはするんですけれども。業者の育成ということも含めて、何かお考えがあったら結構です。

【土木部次長（企画技術担当）】

かなり難しい御質問であると感じておりますが、県といたしましては、御存知のとおり、昨今、災害が全国各地で多発しているという状況の中、現地で対応いただくのは、まさに工事を受注している建設会社という認識でございます。そういった建設会社においては、受注環境というよりも、まずは地域を守っていく必要があると考えており、県全体の取組としまして、包括的維持管理を進めています。県の所管している道路だったり河川だったり、砂防ダムであったりと、いろいろな施設を各方部ごとに一括して、地元の建設会社に管理を担っていただく取組を進めているところでございます。この取組がうまく進めば間違いなく管理体制は構築できるものと考えており、さらには地元の建設会社が今回の抽出案件のような、言ってみれば新たな整備の受け手ともなり得ますので、まずはしっかりした受注環境を構築していこうという考えで取り組んでいるところでございます。

今回、各事務所から説明がありましたように、工事の受注に対しましては、年間の発注見通しを早めに公表いたしまして、建設会社の計画的な経営に資するような情報提供に取り組んでいるところです。

加えて、震災以降、特に浜通りの方では、入札不調、受け手がないものの中にはございました。それに対しましては、今ほどの相双建設事務所の案件のように、復興JVの活用や、発注計画に基づいた発注など、受注しやすい環境を整えているところでございます。ちょっと問題が難しく、全部御説明できたかどうか分らず恐縮ではございますが、以上でございます。

【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございます。中長期的に考えたら非常に重要な論点かなというふうに、私も認識しました。JVも対象にしても、やっと1者というような状況な訳ですね、さっきの二つは。ですから、なかなか厳しい状況なのかなというふうには思っております。ほかいかがでしょうか。

【伊藤洋子委員】

指名競争入札の地域の守り手育成方式なんですけど、令和2年度から試行されて今現在7年目になっておりますけれども、いつまでこの試行期間が続くのか、県としてのお考えを伺いたいと思います。

県としては、指名競争入札は排除したいのか。これは業者側からの要望で、方式を取り入れたりというふうには伺っておりますけれども、試行という文字が消えるのか、まるっきりなくなるのか、その辺の県のお考えを伺いたいと思います。

【伊藤（宏）委員長】

その前に、一言いいですか。

地域の守り手育成型方式を導入するに当たっては、いろんな経緯があったのは存じておりますけれども、これが本当に地域の守り手を育成するような方式になってるかどうか、という検証をやりましょうということになって、もう5年近くになるんですけれども、問題は、一つは、業者さんの方でも辞退する業者が一定数いるということ。もう一つは、発注者の判断に委ねられている部分がある。前回の会議はそうだったんですけども、発注者の方でも、この制度を使えるにもかかわらず必ずしも使わないっていうことが、現実起こってる訳ですね。

ですから、そういう意味ではサンプル数がちょっと少ない。なので、それぞれ業者側も指名されたら基本的には参加していただくようなことをお願いします。発注者も、この条件に合えば、この地域の守り手でやってみると。そうやってサンプルを増やさないと、検証しようにも、検証ができないっていうような状況が、多分今の状況かなというふうに私は認識しております。その上で、入札監理課長、何かあれば。

【入札監理課長】

ありがとうございます。毎年、報告をさせていただきながら、委員の皆様にご意見をいただいているところです。今ほど委員長から発言がございましたとおり、地域の守り手育成型方式の制度を構築した際の目的としては、災害時とか、そういうときも最前線で活躍していただける地域の守り手たる地元企業の確保育成というのが主眼として置かれております。一方で、今委員長からもございましたように、地域であったり発注工種によって、件数のばらつきが大きい。毎年行っております、関係団体からの意見聴取の中でも、その辺のばらつきの解消については、御意見としていただいているところでございます。ここ数年、発注部局と密に目的の共有であったり、発注件数を増やしていただけるような取組をお願いしているところではございます。幸い、先ほど御報告させていただきましたけれども、今年度第1四半期においては、昨年度と比べると増えてきているという状況もございます。なので、どのタイミングで試行をどうするかというよりは、試行の間に目的がしっかり達成できるような制度を見直すなり更に充実させるとか、そういうところについては、引き続き委員会の中で、委員の皆様の御意見等を伺いながら、しっかりと構築してい

きたい。前回の委員会でも御指摘いただいておりますけれども、その前段となる発注の考え方や件数を増やす取組などにつきましては、当然、発注見通しとか、工事内容とかに依るところはありますけれども、関係部局と意見のすり合わせをしながら、しっかり検討していきたいと考えているところでございます。

【伊藤洋子委員】

この地域の守り手育成型方式だと、9者以上を選ばなきゃいけないんですよね。だから、県側の事務手数がネックになっているのではないかなというふうの一つ考えられるのですが、その辺はいかがでしょうか。

【入札監理課長】

指名競争入札がこの方式だけなので、確かにほかの発注方式と比べると、業者選定のプロセス等については、多少不慣れな部分というか、担当者も周期ごとに変わるということもあって、なかなか浸透していない部分も一方ではあるのかなというふうには思っております。

ただ、先ほど申し上げたように、小堀委員の御指摘にもつながりますけれども、何か災害時等を含めまして、いわゆるインフラ整備に当たっても、支えていただいている業者さんをしっかり確保していくということがまず大事なのかなというふうに考えておりますので、事務が煩雑なのでやりませんというのは理由にならないのかなと考えております。なので、まずは先ほど申し上げたように、制度の目的がしっかりと果たせるように、制度運用できるよう、制度をしっかり構築していきたいというふうに考えております。

【伊藤洋子委員】

ありがとうございます。

やはり、指名だと公平性っていう部分が一番出てくると思いますので、事務の煩雑さ、大変だと思われそうですが、よろしく願いしたいと思います。

【伊藤（宏）委員長】

地域の守り手を育成するということイコール指名競争入札ではないですよ。この間の大雨なんかを見ていると、いつああいいう大災害が起きてもおかしくないような状況。そういう状況の下で、地域密着の業者を守っていく、育成していくというのは、非常に重要。その目的をいかに達成するかっていうのが県が考えるべきことで、指名競争入札を維持することが、県が考えるべきことではない訳ですね。その手段の一つとして、指名競争入札というものを、取りあえず試行としてやってみた。それが、指名競争入札だからそういう目的が達成できたかどうかというのをちゃんと検証して、そうじゃなかったら、指名以外でも、今課長がおっしゃったような状況のもとで、そういった地域の守り手の業者をいかに維持するのか、育成するのかっていうことを真剣に考えていかないと。それはさっき小堀委員が話したことともつながる話だと思いますので。今の地域の守り手イコール指名っていう枠組みだけを考えるのではなくて、もっと大きな視点で、地域の守り手をどう育成していくのか、維持していくのかっていう観点で、これから制度設計の方を考えていただければというふうに思いますけれども。伊藤委員、そんなことでよろしいですか。

【伊藤洋子委員】

はい。よろしくお願いします。

【伊藤（宏）委員長】

ほかいかがでしょうか。

【島田委員】

今、災害がとて多い時代で、インフラ整備という言葉だけでなく、例えば自然環境の変化とか、いろんな地域の特質などから、インフラを仮設で今使っておいて、新たに知見があった構造なども、今後必要になるのかなと。そういった発注者側としての、今後の考え方が必要になると思うのですが、そういったものは始めていらっしゃるのかどうか。

【土木部次長（企画技術担当）】

お答えになるかどうか分かりませんが、一つの事例としてお話しさせていただきますと、これまでの河川整備というのは、過去何十年もの降雨データに基づいて、この河川だとどれくらいの水が流れてくるのかを想定し、川の広さや深さを決めて、河川整備を進めてきたところでございます。今、委員がおっしゃられたのは、雨の降り方が大分極端になってきており、急に大粒の雨がいっぱい降ってくる、そういったところへの対応に関してのお話しであるにとらえていますが、気候変動に応じた河川の整備の在り方というものを、今、国を挙げて改めて考えていこうという動きになっております。そのため、これから整備する河川は、場合によっては、もっと大きい断面の河川になることもあります。

加えて、流域治水という言葉が最近出ているかと思います。雨は最終的に河川へ流れてくる訳でございますが、その河川の整備だけではどうしても対応が困難というところで、河川の整備はハードですが、それに加えてソフトとして、事前の避難情報などを組合せながら、流域全体の安全度を高めようという取組も併せて進めているところでございます。河川の一例でございますが、そのような対応も進めています。

【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございます。要するに、もう想定外のことが起こる訳で、今までの観測史上、例を見ないようなことが最近すごく起きてる訳ですよ。僕はそういった土木とかの専門家ではないので、感想的な話になりますけれども、今までの土木とか建築の基準そのものが、これからこういう気候変動、異常気象のもとで、それで大丈夫なんですかというようなことが今問われている。これは福島県だけの問題ではないんですけども、そういう事態、異常気象が今本当に頻発してるということですよ。

ほかいかがでしょうか。

次に、「その他」に移ります。

委員の皆様、あるいは事務局から何かございますか。

それでは、本日の議事は、これで終了いたします。

【入札監理課主幹兼副課長】

事務局から連絡がございます。

次回の委員会は11月に建設業関係団体等の意見聴取の開催を予定しております。本日中午に日程調整表を事務局からメールにより送らせていただきます。

大変御手数ですが、来週 9 月 18 日金曜日までに事務局へ御提出いただきますようお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第 104 回福島県入札制度等監視委員会を閉会とさせていただきます。誠にありがとうございました。